

### (3) 外来種（移入種）の防除

外来種全般について、基本的な対応方針を定めた外来種対策基本方針を策定し、これに基づいて個々の防除計画を立てていく。なお、外来種の防除は時間経過と共に困難さと防除経費が著しく増加すると想定されることから、生態系等への影響を考慮して緊急に防除する必要がある種については、地域の特性を踏まえ、適宜、防除を実施していく。

- 外来種については、国内の他地域から人為的に入ってきた種（国内移入種）も含むものとする。
- 外来種の侵入防止が重要であり、そのための対策を講ずる。
- すべての外来種を防除の対象とするのではなく、また外来生物法に基づく特定外来生物であっても一律に防除を行うのではなく、その生態系への影響や農林水産業等への被害の発生状況から、防除を実施するか否か、あるいはその優先順位を判断する。生態系への影響を特に考慮すべき地域は、生物多様性上の重要地域であり、具体的には自然公園区域、自然環境保全地域等が考えられる。また、特に注意すべき環境として、水中・水面や河川敷、海岸の砂浜が挙げられる。これらの環境は、搅乱を受けやすく、そのために外来種が侵入しやすくなっている。
- 外来種による生態系への影響については、なかなかわかりにくいところがあり、わかるようになった頃には極めて重大な事態となっていることも想定される。このため、できるだけ早い時期にあらゆる影響を想定して、対策をとらない場合から対策を講じた場合まで、いくつかのケースを想定してシナリオ分析を行い、防除の必要性や優先順位を見極めていく必要がある。
- 外来種は、もともと日本にはいなかった寄生虫や病気を持ち込む可能性があることから、情報収集の上、十分注意を払う必要がある。
- 外来種による絶滅危惧種への影響については、特に注意を払う必要がある。
- 外来生物法に基づく特定外来生物以外の外来種を防除するためには、条例化も含め、その効果的な防除対策を検討する必要がある。
- 外来種については、常にその分布や個体数の把握に務める必要がある。そのため、広く県民、NPO、市町村、研究機関等に情報提供を呼び掛ける必要がある。
- 防除については、県環境部局のみならず、影響を受ける産業の県関連部局、生息・生育場となっている場所の管理者（部局）、及び県民、NPO、市町村、研究機関等が広く連携を図りながら実施する必要がある。
- 外来種のソースを把握して、そこに集中的に対策を講ずる必要がある。
- 両生類のツボカビ症については、情報収集を行い、状況に応じて適切な対応を図る。

